

(様式第 2－6 号)

注 意 事 項

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完成の時期、被害防除措置等を含む。）に従って、事業を行ってください。
- 2 指令書に付した条件 5 のとおり、許可に係る工事が完了するまでの間、工事の進捗状況を報告する必要があります。

本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとの工事の進捗状況を翌月 15 日までに、更に工事が完了したときは完了届を、それぞれ別紙の「進捗状況報告書」に現況写真を添付して農業委員会に提出してください。
- 3 やむを得ない事情により申請の内容と異なる目的、又は事業計画に変更しようとするとき（第三者に事業を承継する場合を含む。）、及び工事が期限内に完了しないときは、指令書に付した条件により、あらかじめ農業委員会会長の承認を受けることが必要になります。

なお、事業計画区域を拡大するもので転用許可を受けている農地等以外の農地等を新たに計画区域に加えて事業を行う等の場合、事業計画変更承認申請とともに農地法第 4 条第 1 項又は農地法第 5 条第 1 項の許可も必要となります。
- 4 申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(様式第2－7号)

年 月 日

農業委員会会長 様

住所

(連絡先：電話番号

)

氏名(名称)

農地転用許可後の工事進捗状況について（報告）

このことについては、次のとおりです。

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可指令番号 指令 第 号
- 3 転用の用途
- 4 土地の所在
- 5 転用面積 [農地 m²] [採草放牧地 m²]
[その他 m²] [計 m²]
- 6 進捗状況

申請書に記載した 完了予定年月日	未着手	工事中	中止	完了年月日	備 考
		土地造成 %			
		建物建設 %			

(注)「6 進捗状況」欄は、次により記載すること。

- (1) 未着手、中止の場合は、該当欄に○をし、その理由を備考欄に記載すること。
- (2) 工事中のものは、工事の進捗状況を土地造成と建物建設に分けてパーセントで表示すること。
- (3) 工事が完了したとき（一時転用許可の場合は、農地に復元したとき）は、「完了年月日」を記載し、この報告書をもって「完了届」（一時転用許可の場合は、「復元届」）とする。
- (4) 完了予定年月日を過ぎているものは、その理由及び完成予定年月日を備考欄に記載すること。
- (5) 現況写真を添付すること。

(様式第 2－8－1 号) 一時転用許可の場合

注 意 事 項

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完成の時期、被害防除措置等を含む。）に従って、事業を行ってください。
- 2 指令書に付した条件 5 のとおり、農地として利用可能な状態に復元するまでの間、工事の進捗状況を報告する必要があります。

本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとの工事の進捗状況を翌月 15 日までに、更に農地への復元が完了したときは復元届を、それぞれ別紙の「進捗状況報告書」に現況写真を添付して農業委員会に提出してください。
- 3 やむを得ない事情により申請の内容と異なる目的、又は事業計画に変更しようとするとき（第三者に事業を承継する場合を含む。）、及び工事が期限内に完了しないときは、指令書に付した条件により、あらかじめ農業委員会会長の承認を受ける必要があります。
- 4 申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(様式第 2－8－2 号) 法面又は畦畔に設置する太陽光発電設備の場合

注 意 事 項

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完成の時期、被害防除措置等を含む。）に従って、事業を行ってください。
- 2 指令書に付した条件 8 のとおり、農地の法面又は畦畔の状況を毎年報告する必要があります。

本件許可の日が属する年の翌年以降、毎年 2 月末までに、別紙の「太陽光発電設備を設置した法面又は畦畔の状況報告書」に現況写真を添付して農業委員会に提出してください。
- 3 指令書に付した条件 10 のとおり、農地として利用可能な状態に復元するまでの間、工事の進捗状況を報告する必要があります。

本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとの工事の進捗状況を翌月 15 日までに、更に農地への復元が完了したときは復元届を、それぞれ別紙の「進捗状況報告書」に現況写真を添付して農業委員会に提出してください。
- 4 やむを得ない事情により申請の内容と異なる目的、又は事業計画に変更しようとするとき（第三者に事業を承継する場合を含む。）、及び工事が期限内に完了しないときは、指令書に付した条件により、あらかじめ農業委員会会長の承認を受けることが必要になります。
- 5 申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(様式第 2－8－3 号) 営農型太陽光発電設備の場合

注 意 事 項

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完成の時期、被害防除措置等を含む。）に従って、事業を行ってください。
- 2 指令書に付した条件 5 のとおり、下部の農地における農作物の生育に係る状況及び生産された農作物の収量等に係る状況を、毎年報告する必要があります。

本件許可の日が属する年の翌年以降、毎年 2 月末までに、別紙の「営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書」を農業委員会に提出してください。

この場合、報告内容が適切であるかどうかについて、必要な知見を有する者の確認を受けてください。
- 3 指令書に付した条件 10 のとおり、農地として利用可能な状態に復元するまでの間、工事の進捗状況を報告する必要があります。

本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとの工事の進捗状況を翌月 15 日までに、更に農地への復元が完了したときは復元届を、それぞれ別紙の「進捗状況報告書」に現況写真を添付して農業委員会に提出してください。
- 4 やむを得ない事情により申請の内容と異なる目的、又は事業計画に変更しようとするとき（第三者に事業を承継する場合を含む。）、及び工事が期限内に完了しないときは、指令書に付した条件により、あらかじめ農業委員会会長の承認を受けることが必要になります。
- 5 申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(様式第 2－8－4 号) 特定建築条件付売買予定地の場合

注 意 事 項

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完成の時期、被害防除措置等を含む。）に従って、事業を行ってください。
- 2 指令書に付した条件 6 のとおり、許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、工事の進捗状況を報告する必要があります。

本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとの工事の進捗状況を翌月 15 日までに、更に工事が完了したときは完了届を、それぞれ別紙の「進捗状況報告書」に現況写真を添付して農業委員会に提出してください。
- 3 やむを得ない事情により申請の内容と異なる目的、又は事業計画に変更しようとするとき（第三者に事業を承継する場合を含む。）、及び工事が期限内に完了しないときは、指令書に付した条件により、あらかじめ農業委員会会長の承認を受けることが必要になります。
- 4 申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(様式第 2－8－5 号) 養殖池に一時転用する場合（農用地区域内 3 年超、その他 5 年超）

注 意 事 項

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完成の時期、被害防除措置等を含む。）に従って、事業を行ってください。
- 2 指令書に付した条件 3（１）のとおり、許可に係る工事について、工事の着工及び工事の完了を報告する必要があります。
本件許可に係る工事に着工及び完了したときはそれぞれ速やかに別紙の「工事着工・完了届」に現況写真を添付して農業委員会に提出してください。
- 3 指令書に付した条件 3（２）のとおり、許可に係る工事の施工内容を変更しようとするときは、別紙の「工事施工内容変更報告書」を農業委員会に提出してください。
- 4 指令書に付した条件 3（３）のとおり、許可に係る工事の施工を停止するときは別紙の「施工停止報告書」を、施工を中止するときは別紙の「施工中止報告書」を農業委員会に提出してください。
- 5 指令書に付した条件 4 のとおり、本件許可に係る土地の利用状況（当該土地の周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合におけるその支障の内容を含みます。）を毎年報告する必要があります。
本件許可の日が属する年の翌年以降、毎年 2 月末までに、別紙の「利用状況報告書」を農業委員会に提出してください。
- 6 指令書に付した条件 5 のとおり、本件許可に係る土地における養殖の事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、別紙の「廃止報告書」を農業委員会に提出してください。
- 7 やむを得ない事情により申請の内容と異なる目的、又は事業計画に変更しようとするとき（第三者に事業を承継する場合を含む。）、及び工事が期限内に完了しないときは、指令書に付した条件により、あらかじめ農業委員会会長の承認を受けることが必要になります。
- 8 申請書に記載された事業計画に従った事業が行われていない場合には、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。